

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県知事は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

- ・住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、都道府県は、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)(以下「住基法」という。)に基づき市区町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、5情報(「氏名・氏名の振り仮名・住所・生年月日・性別」をいう。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。
- ・附票連携システムにおいて、都道府県は、住基法に基づき市区町村から附票本人確認情報に関する通知を受け、附票都道府県サーバに都道府県知事保存附票本人確認情報として保有する。都道府県知事保存附票本人確認情報は、5情報(「氏名・氏名の振り仮名・住所・生年月日・性別」をいう。)、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。
- ・住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムは専用回線を使用し、指定情報処理機関(地方公共団体情報システム機構)が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御を行う等、厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に住民基本台帳法に基づく守秘義務を課し、操作者及びアクセス権限を限定し、システムの操作履歴を保存する等の対策を講じている。
- ・都道府県サーバ及び附票都道府県サーバは全都道府県分を1カ所(集約センター)に集約し、その運用・監視を地方公共団体情報システム機構に委託している。

評価実施機関名

山梨県知事

公表日

令和8年9月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
②事務の概要	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に山梨県では、住基法の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構への通知 ③山梨県知事から本人確認情報に係る山梨県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示及び開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町村コミュニケーションサーバ、都道府県における附票都道府県サーバ及び地方公共団体情報システム機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、5情報（氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報には、個人番号は含まれないものの、「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は附票連携システム上、個人番号に紐付けてアクセスできるとの観点から、特定個人情報ファイルに該当する。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構への通知 ③山梨県知事から附票本人確認情報に係る山梨県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤地方公共団体情報システム機構への附票本人確認情報の照会
③システムの名称	(1) 住民基本台帳ネットワークシステム (2) 附票連携システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの及び附票連携システムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ及び附票連携システム内の附票都道府県サーバ部分について記載する。

2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル
- (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県知事以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) ・第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山梨県総務部市町村振興課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館4階 山梨県総務部市町村振興課 行政選挙担当(055-223-1424)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山梨県総務部市町村振興課行政選挙担当 (電話:055-223-1424 ファクシミリ:055-223-1428)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基法に基づく特定個人情報の取得、利用及び提供については、第30条の15第1項及び第2項に定める都道府県知事等による利用を除いて基本的にシステム上で完結しており、人手を介在させる作業は発生しない仕組みとなっている。 また、当該利用事務において特定個人情報の提供を行う際は、システムの仕様上、原則4情報または住所を含む3情報以上による照会を必須としており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 特に力を入れて行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I－5. ー②所属長の役職名	市町村課長 小田切 三男	課長	事後	・様式変更による変更
平成31年4月26日	II－1. 対象人数	平成27年4月15日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	・時点修正
平成31年4月26日	II－2. 取扱者数	平成27年4月15日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	・時点修正
令和1年6月21日	IV リスク対策	記載なし	項目の追加	事後	・様式変更による追加
令和2年3月4日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言ー特記事	住民基本台帳法	住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)	事後	・知事が実施する特定個人情報保護評価実施要綱第12条
令和2年3月4日	I－1. ー②事務の概要	具体的に、山梨県では、住民基本台帳法の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り	具体的に、山梨県では、住民基本台帳法の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り	事後	・知事が実施する特定個人情報保護評価実施要綱第12条
令和2年3月4日	I－1. ー②事務の概要	③山梨県知事から山梨県の他の執行機関への本人確認情報の提供	③山梨県知事から本人確認情報に係る山梨県の他の執行機関への提供又は他部署への移	事後	・知事が実施する特定個人情報保護評価実施要綱第12条
令和2年3月4日	I－3. ー法令上の根拠	住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)	住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)	事後	・知事が実施する特定個人情報保護評価実施要綱第12条
令和2年3月4日	II－1. 対象人数	平成31年4月26日 時点	令和2年2月14日 時点	事後	・時点修正
令和2年3月4日	II－2. 取扱者数	平成31年4月26日 時点	令和2年2月14日 時点	事後	・時点修正
令和3年6月17日	II－1. 対象人数	令和2年2月14日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	・時点修正
令和3年6月17日	II－2. 取扱者数	令和2年2月14日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	・時点修正
令和4年6月13日	II－1. 対象人数	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	・時点修正
令和4年6月13日	II－2. 取扱者数	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	・時点修正
令和5年6月8日	II－1. 対象人数	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	・時点修正
令和5年6月8日	II－2. 取扱者数	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	・時点修正
令和5年12月27日	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 基	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改
令和5年12月27日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	山梨県知事は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に	山梨県知事は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改
令和5年12月27日	表紙 特記事項	・住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、都道府県は、住民基本台帳法(昭和42年7月	・住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、都道府県は、住民基本台帳法(昭和42年7月	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改
令和5年12月27日	I－1. ー①事務の名称	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改
令和5年12月27日	I－1. ー②事務の概要	ー	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、 「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改
令和5年12月27日	I－1. ー②事務の概要	都道府県は、住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の	1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改
令和5年12月27日	I－1. ー②事務の概要	都道府県は、住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の	1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改
令和5年12月27日	I－1. ー②事務の概要	ー	2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改
令和5年12月27日	I－1. ー③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改
令和5年12月27日	I－2. ー特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報フ	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改
令和5年12月27日	I－3. ー法令上の根拠	住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)	住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改
令和6年4月30日	II－1. 対象人数	令和5年4月30日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	・時点修正
令和6年4月30日	II－2. 取扱者数	令和5年4月30日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	・時点修正
令和7年4月21日	I－5. ー①部署	市町村課	市町村振興課	事後	・課名変更
令和7年4月21日	I－7. ー請求先	市町村課	市町村振興課	事後	・課名変更
令和7年4月21日	I－8. ー連絡先	市町村課	市町村振興課	事後	・課名変更
令和7年4月21日	II－1. 対象人数	令和6年4月30日 時点	令和7年4月21日 時点	事後	・時点修正
令和7年4月21日	II－2. 取扱者数	令和6年4月30日 時点	令和7年4月21日 時点	事後	・時点修正
令和7年4月21日	IV リスク対策	記載なし	項目の追加	事後	・様式変更による追加
令和7年4月21日	8. 人手を介在させる作業	記載なし	項目の追加	事後	・様式変更による追加
令和7年4月21日	IV リスク対策	記載なし	項目の追加	事後	・様式変更による追加
令和7年4月21日	11. 最も優先度が高いと考え	記載なし	項目の追加	事後	・様式変更による追加
令和8年4月24日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	4情報(氏名、住所、生年月日、性別)	5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別)	事後	・法改正に伴う様式変更による修正
令和8年4月24日	I－1. ー③システムの概要	4情報(氏名、住所、生年月日、性別)	5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別)	事後	・法改正に伴う様式変更による修正